

## 第4回館林市立学校適正規模・適正配置審議会

日 時：令和7年11月18日（火）15時～

場 所：館林市役所 5階 501B 会議室

### 次 第

1 開 会

2 議 事

議 題(1) 館林市立学校適正規模・適正配置基本方針(素案)について

3 その他の

4 閉 会

館林市立学校適正規模・適正配置

基本方針(素案)

令和8年 月

館林市教育委員会

## 目 次

I	はじめに	1
II	館林市の現状と将来予測	2
III	現状と将来予測からの課題とこれからの学校教育	6
IV	適正規模・適正配置の基本的な考え方	7
V	学校再編の方法	18
VI	学校規模や通学区域等を視点としたエリアの考え方	20
VII	今後の進め方	22

## I はじめに

全国的に少子化が進む中、本市においても、児童生徒数が減少し、小中学校の小規模化が進行しており、一部の小学校では、1学年に1学級しかない「学年単学級」が生じ、クラス替えができない状況にあります。今後も、小中学校の更なる小規模化が見込まれており、学習指導要領が目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現が困難になる可能性があるなど、教育条件の悪化や教育課題が顕在化していきます。

また、社会が急激に変化し、複雑で予測困難な時代となる中で、学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の作り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

館林市教育委員会としましては、子どもたちを取り巻く状況の変化に対応し、持続的で魅力ある学校教育を実施できるよう、より良い教育環境を確保するとともに、新しい時代を生きる子どもたちの基礎学力や才能を十分に伸ばし、社会性や規範意識等を育むことができるよう、学校教育の質を高め、維持継続していく必要があると考えています。

こうしたことから、令和7年度に、学識経験者、保護者や行政区の代表者、こども園、小中学校、高等学校の校長から構成される館林市立学校適正規模・適正配置審議会を設置し、審議会委員の皆様には、国による制度や群馬県の取組、館林市の現状のほか、市内の児童生徒と保護者、教職員及び市民を対象とした教育環境に関するアンケート調査結果を参考にしながら、小中学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置の在り方などについてご審議いただきました。館林市教育委員会では、令和8年2月に審議会から提出された答申を基に基本方針を作成し、意見提出手続を経て、「館林市立学校適正規模・適正配置基本方針」を策定しました。

基本方針は、「館林市教育大綱」の基本理念である「自ら学ぶ意欲とたくましく生きる力を身につけた未来を担う子どもが育つまち」の実現に向けて、児童生徒の教育条件の改善を図り、良好な教育環境を確保することを目的にしています。

また、基本方針は、学校の役割や学校規模の重要性、少子化に対応した魅力ある学校づくりの方向性を整理した上で、本市における望ましい学校規模や学校配置、学校再編の方法などを定め、学校再編に関する検討を開始することを定めているものです。

なお、学校再編に関する具体的な検討につきましては、今後、保護者や地域住民、学校関係者等のご理解とご協力を得ながら進めていきたいと考えています。

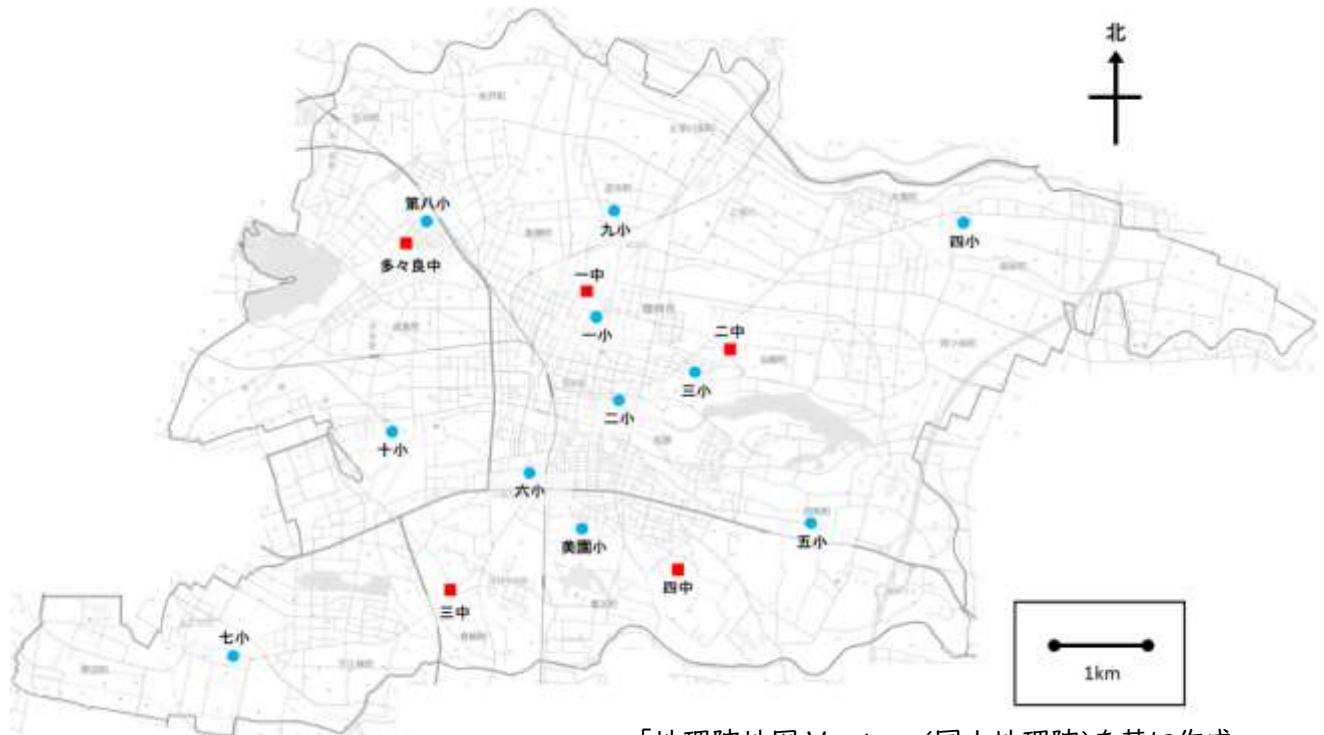
結びに、基本方針の策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただきました皆様、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、約1年間に渡り熱意をもってご審議いただきました館林市立学校適正規模・適正配置審議会委員の皆様に深く感謝申し上げます。

令和8年 月  
館林市教育委員会

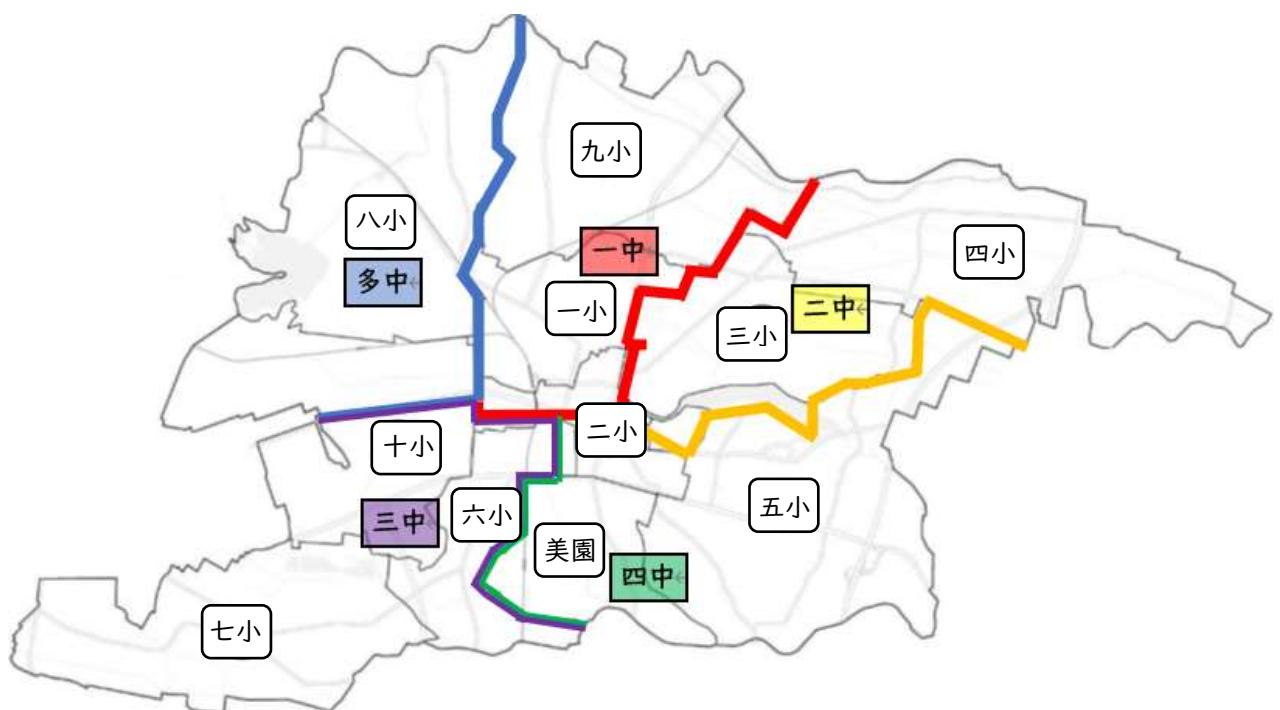
## II 館林市の現状と将来予測

### I 市立小中学校の位置

令和7年度現在、市内に小学校11校、中学校5校が設置されています。



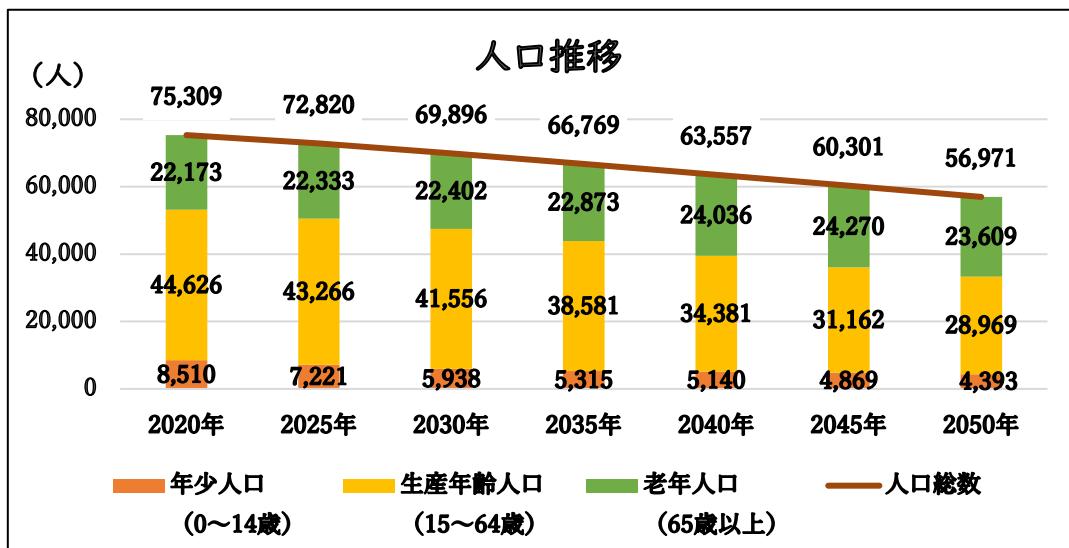
「地理院地図 Vector」(国土地理院)を基に作成



## 2 人口推移

### (1) 本市の総人口の推移と将来推計

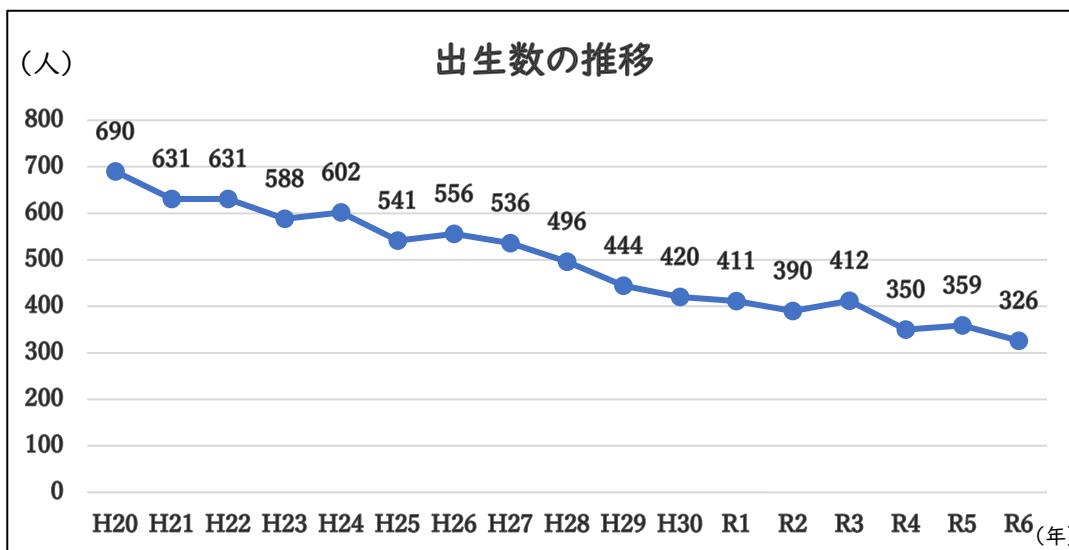
総人口を年少人口、生産年齢人口、老年人口の3つに分け、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という)の推計値によると、年少人口及び生産年齢人口の減少により、総人口は、2020年(令和2年)には 75,309 人でしたが、2050年(令和32年)には 56,971 人まで減少することが見込まれています。



<出典> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2023(令和5)年推計)」

### (2) 出生数の推移

本市の出生数は、平成20年に690人でしたが、減少傾向にあり、令和6年は326人となっています。



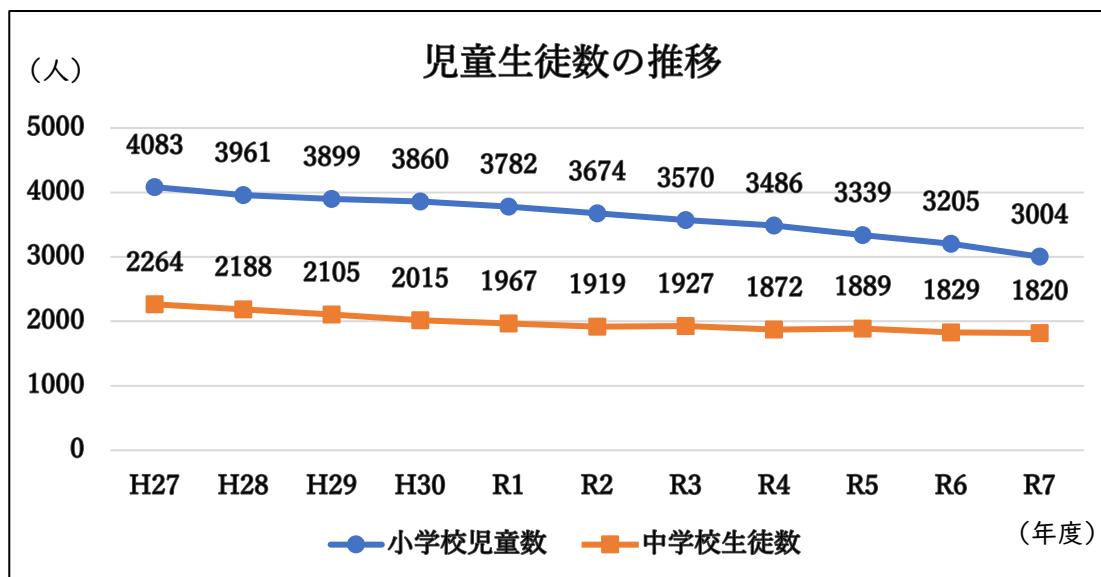
<出典> 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

### 3 児童生徒数・学級数の推移

#### (1) 児童生徒数の推移

令和7年度の小学校の児童数は3,004人であり、10年前と比較すると、平成27年度の児童数4,083人から1,079人減少(26.5%減)しています。

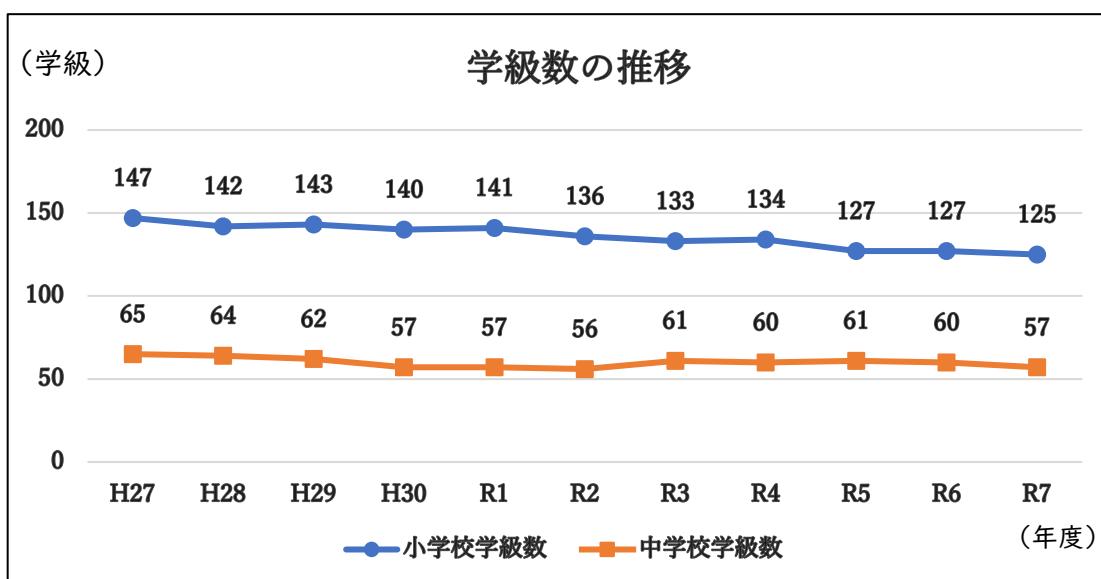
また、令和7年度の中学校の生徒数は1,820人であり、10年前と比較すると、平成27年度の生徒数2,264人から444人減少(19.7%減)しています。



#### (2) 学級数の推移(通常学級のみ)

令和7年度の小学校の学級数は125学級であり、10年前と比較すると、平成27年度の学級数147学級から22学級減少(15.0%減)しています。

また、令和7年度の中学校の学級数は57学級であり、10年前と比較すると、平成27年度の学級数65学級から8学級減少(12.3%減)しています。

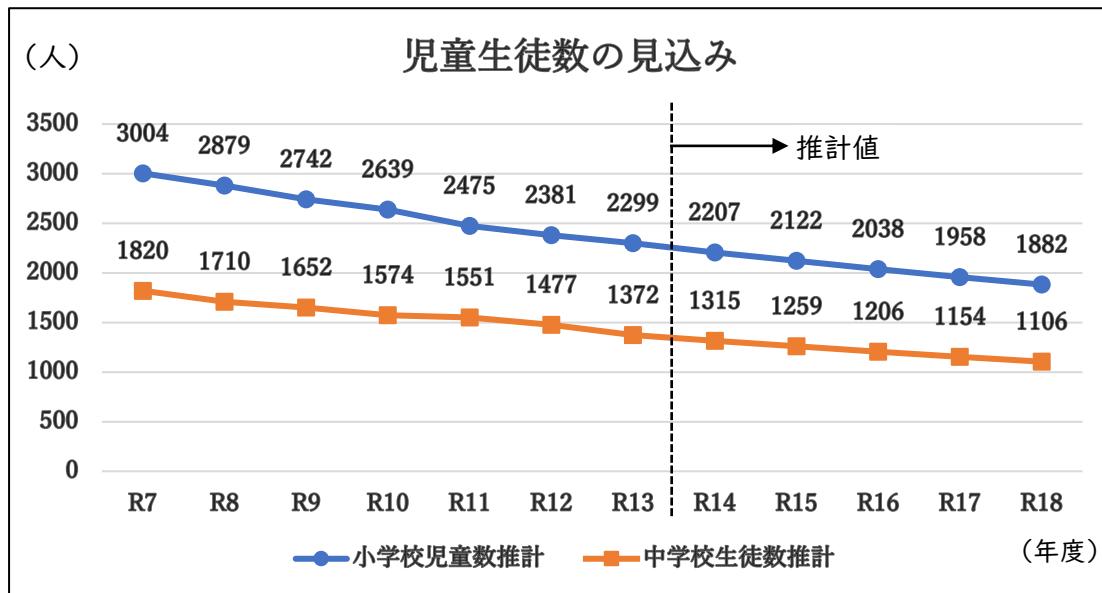


## 4 児童生徒数・学級数の見込み

### (1) 児童生徒数の見込み

小学校の児童数は、令和7年度の3,004人から令和13年度は2,299人となり、令和18年度には1,882人(37.4%減)となることが見込まれています。

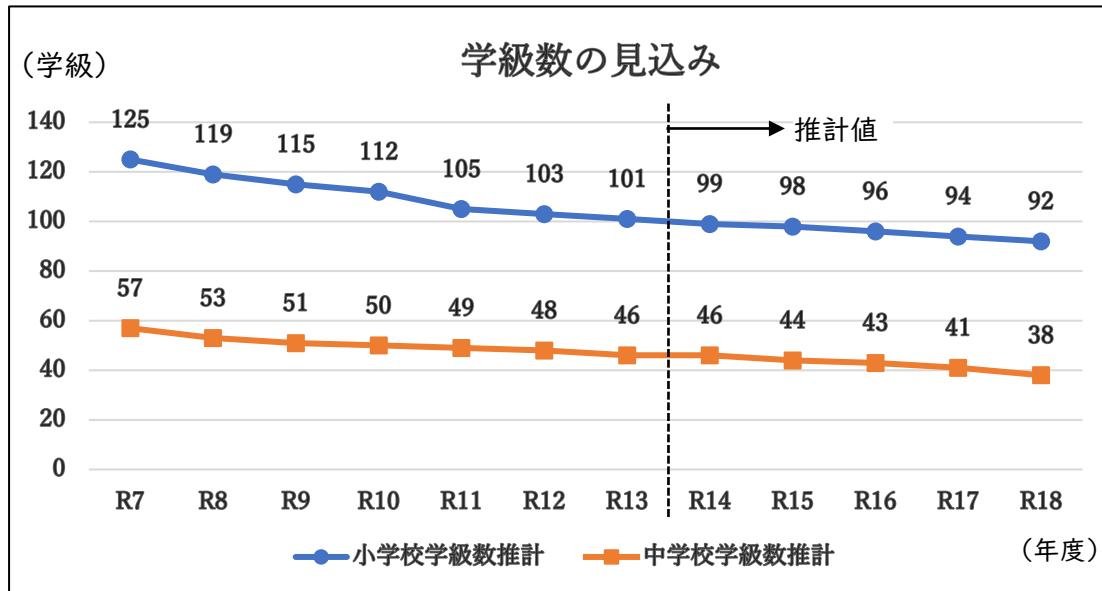
また、中学校の生徒数は、令和7年度の1,820人から令和13年度は1,372人となり、令和18年度には1,106人(39.3%減)となることが見込まれています。



### (2) 学級数の見込み(通常学級のみ)

小学校の学級数は、令和7年度の125学級から令和13年度は101学級となり、令和18年度には92学級(26.4%減)となることが見込まれています。

また、中学校の学級数は、令和7年度の57学級から令和13年度は46学級となり、令和18年度には38学級(33.4%減)となることが見込まれています。



### III 現状と将来予測からの課題とこれからの学校教育

#### 目的

自ら学ぶ意欲とたくましく生きる力を身につけた未来を担う子どもの育成



(館林市教育大綱より)

#### 館林市の学校教育（具体的目標）

- |                 |               |              |
|-----------------|---------------|--------------|
| I 魅力ある学校づくり     | II 豊かな心の育成    | III 確かな学力の育成 |
| IV 健やかな体の育成     | V 個性を伸ばす教育の充実 |              |
| VI 学校安全・危機管理の充実 | VII 幼児期の教育の充実 |              |

#### 現状・将来予測から児童生徒等の置かれている教育環境の課題

##### 平等な教育環境の提供

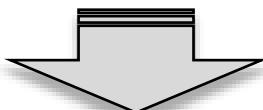
- ▲多様な人間関係の構築
- ▲協働的な学びの充実
- ▲集団活動(行事)の制約
- ▲教科担任制の充実
- ▲部活動の制限

##### 分散進学による諸問題

- ▲中1ギャップによる不適応
- ▲小中連携の困難さ

##### 教職員・保護者の負担

- ▲校務分掌の複数担当
- ▲PTA活動の充実



#### 館林市の学校適正規模・適正配置の基本的な考え方

##### 平等な教育環境の実現

- 学習環境の充実
  - ・多様な価値観
  - ・教科担任制 等
- 生活環境の充実
  - ・豊かな人間関係
  - ・行事や部活動 等

##### 夢と希望の実現に向けた支援の充実

- 分散進学解消による中1ギャップ緩和
- 小中連携によるキャリア教育の充実

##### 地域の教育力を生かした魅力ある学校づくり

- 地域力を活用した体験活動の充実
- 地域力を活用した安全指導の充実
- 地域力を活用した郷土愛の醸成

## IV 適正規模・適正配置の基本的な考え方

### I 適正規模の基本的な考え方及び適正規模の基準

本市の目指す「自ら学ぶ意欲とたくましく生きる力を身につけた未来を担う子どもが育つまち」の実現のためには、教育環境の整備、充実が欠かせないことから、館林市教育委員会は、これまでの審議会からの答申を尊重しつつ、児童生徒が多様な学びや活動を通じて成長できる環境を提供するための学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方と基準を以下のとおりとします。

#### (1) 適正規模についての基本的な考え方

- ①児童生徒間及び児童生徒と教職員において、多様な人間関係を育む中で社会性や規範意識を身に付け、自らの個性や能力を伸長させることができると期待できる学校規模であること
- ②学級のクラス替えにより、児童生徒間の人間関係の固定化を防ぐことができるとともに、児童生徒の活力の増進と学校の活性化を図ることが期待できる学校規模であること
- ③教科担任制、総合的な学習の時間の充実、対話・交流活動等、多様な教育活動が展開できる学校規模であること
- ④一定の教員数の確保により、教員が児童生徒と向き合う時間が増えるとともに、学校運営組織の効果的な編成が期待できる学校規模であること
- ⑤一定の児童生徒数を確保、維持することにより、児童生徒が自らの希望選択で活動に取り組めるクラブ活動や部活動等の活性化を促すことが期待できる学校規模であること
- ⑥協働的な学習や体験活動等を実施する際に、安全で十分な活動場所が確保できる学校規模であること

#### (2) 本市における小中学校の適正規模の基準

上記のような基本的な考え方を踏まえ、本市における学校の適正規模の基準を次のとおりとします。

学校	学級数・児童生徒数	適正規模の基準
小学校	1校あたりの学級数	全学年2学級以上とする12学級以上
	学年単学級の場合の児童数	1学級16人以上30人以下(1・2年生) 1学級18人以上35人以下(3年~6年生)
中学校	1校あたりの学級数	全学年3学級以上とする9学級以上

### ◆小学校の適正規模

多様な人間関係を築くことができ、クラス替えが可能であることから、本市における学校規模（1校あたりの学級数）の基準を、「全学年2学級以上とする12学級以上」とします。

1学級の児童数が少ない場合には、教育の困難となる場合もあり、本市の現状を考慮しますと、望ましい学級規模（1学級あたりの児童数）の基準を、学年単学級の場合には、小学校1・2年生は「1学級16人以上30人以下」、小学校3年生～小学校6年生は「1学級18人以上35人以下」とします。

※学級規模についての上限を群馬県の学級編成基準とし、小学校1・2年生は「30人」、

小学校3年生～小学校6年生は「35人」とします。

下限を1学年2学級編成となるために有する1学級の最小人数とし、小学校1・2年生は「16人」、小学校3年生～小学校6年生は「18人」とします。

### ◆中学校の適正規模

多様な人間関係を築くことができ、クラス替えが可能であり、全ての授業で教科担任による学習指導を行うことが望ましいことから、本市における学校規模（1校あたりの学級数）の基準を、「全学年3学級以上とする9学級以上」とします。

なお、学級規模（1学級あたりの生徒数）の基準は、上限を群馬県が定める中学校の1学級の学級編成基準「35人」とし、下限については、今後の学校再編に伴い、中学校の学年単学級が存在しないことから、基準を設けないこととします。

※学校教育法施行規則第41条では、『小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない』と示されています。また、同規則第79条では、第41条の規定は、『中学校に準用する』と示されています。

こちらについても、本市における適正規模の基準を規定する上で参考にしました。

※特別支援学級は、学校規模にかかわらず特別に支援を要する児童生徒のために設置されるべきものであり、適正規模の検討対象の学級数には含めないものと考えます。

## 2 適正配置の基本的な考え方及び適正配置の基準

### (1) 適正配置についての基本的な考え方

児童生徒のより良い教育環境を整備し、本市の適正規模の小中学校を実現するためには、通学区域の見直し、変更が必要になる場合があります。そのため、児童生徒の通学距離、通学時間、通学路の安全、児童生徒への過大な負担とならないことなどを考慮しながら、学校を地域へ適切に配置することを適正配置の基本的な考え方とします。

また、学校再編にあたっては、地域の実情を踏まえて、通学可能かどうかを慎重に取り扱うこととし、通学距離が、適正配置の基準を超える場合には、代替交通手段（スクールバス等）の多様な交通手段の導入を検討することとします。

### (2) 本市における小中学校の適正配置の基準

上記のような基本的な考え方を踏まえ、本市における学校の適正配置の基準を次のとおりとします。

#### 通学時間… 概ね40分以内

◇徒步通学の場合、通学時間40分で通学できる距離を計算し、

小学校は概ね2.3km、中学校は概ね2.8kmとします。

#### 通学方法・通学距離

学校	通学方法	通学距離
小学校	徒步	概ね 2.3km以内
	代替交通手段 (スクールバス等)	2.3km超
中学校	徒步	概ね 2.8km以内
	自転車	概ね 6.0km以内(国の適正な通学距離の基準)
	代替交通手段 (スクールバス等)	6.0km超

◆通学距離については、通学路の実態、天候事情等を勘案し、学校ごとにその実情に応じた判断が必要となり、参考にしながら柔軟に考えていくこととします。

※「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条2項」では、『通学距離が、小学校にあっては概ね4km以内、中学校にあっては概ね6km以内』と示されています。

また、「通学制限に係る児童生徒の心身の負担に関する調査研究(文部科学省)」では、『通学方法にかかわらず、40分以上の通学になると、児童生徒がストレスを感じる割合が高くなる』という報告がされています。

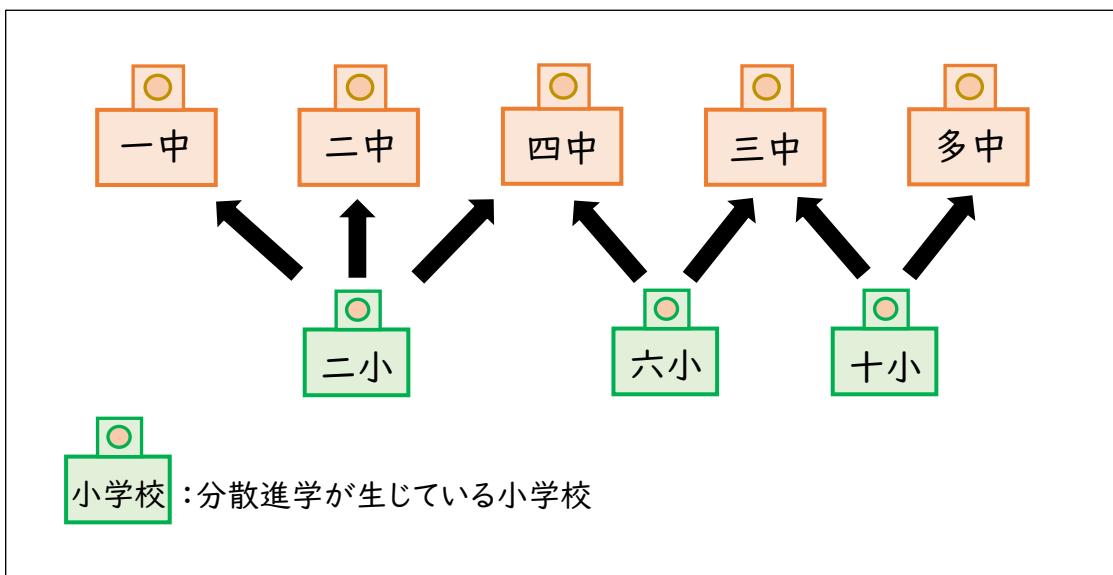
こちらについても、本市における適正配置の基準を規定する上で参考にしました。

### 3 通学区域の基本的な考え方

児童生徒の学びを充実させるためには、学校・家庭・地域の相互補完的な連携・協働関係を築いていくことが重要です。学校再編の取組により、通学区域が拡大し、再編後の学校と地域の関係が希薄化することが懸念されることから、現在の通学区域や学校と地域のつながり等を考慮した望ましい通学区域の考え方を検討する必要があります。

#### (1) 通学区域の現状

現行の通学区域においては、下図のとおり、1つの小学校の通学区域が複数の中学校にまたがる分散進学が生じています。



#### (2) 本市における望ましい通学区域の考え方

##### ①義務教育9年間の小中連携教育の推進の観点から

義務教育9年間のより良い学びの実現には、小中学校間の接続期における新しい環境での学習や生活に不適応を起こす現象「中1ギャップ」への効果的な対応の必要性があることや「小中学校のつながりのある教育活動」を充実させることなどの課題があります。こうしたことからも、1つの小学校から複数の中学校へ進学する分散進学を解消し、これまでの教育活動を発展させた『義務教育9年間の小中連携教育の推進』が必要であると考えます。

##### ②学校と地域の協働関係の観点から

児童生徒の資質や能力は、学校・家庭・地域との多様なかかわりの中で育まれるものであり、豊かな人間性や社会性を育む実践的・体験的な活動には「地域の教育力」が不可欠です。「学校の活力」を地域へ生かす活動や地域の声を学校運営に生かす仕組みとしてのコミュニティ・スクールを発展させてことで、学校と地域のより密接な協働関係の構築につながり、学校を核とした地域コミュニティの活性化が期待されます。

### ③地域と児童生徒の関係への配慮の観点から

通学区域と地域は不可分であり、地域の実情に配慮することは、学校と地域が連携した教育活動を充実させることができ、児童生徒のより良い教育環境を整えるものとなります。通学区域を検討する場合、児童生徒がこれまで築いてきた学校や地域における交友関係や地域とのつながりについて配慮する必要があります。地域は、児童生徒の学びの場でもあり、その関係性を維持するため、分散進学の解消を図りつつ、現在の通学区域を基本とすることが望ましいものとして考えます。

### 【学校規模に関する資料】

館林市立小中学校の学校規模と将来推計について、令和7年度の状況はP12の図1、令和13年度の推計はP12の図2、令和18年度の推計はP13の図3のとおりです。

令和18年度までの推計は、令和7年5月1日現在の各校の児童生徒在籍数、住民基本台帳における小学校新入生予定数、そして、中学校新入生進学率を基に各学校の児童生徒数を推計し、そこから学級数を推計して掲載しています。また、令和7年度から令和18年度までの各学校、各学年の児童生徒数及び学級数の現状と将来推計についてはP14の図4からP17の図7のとおりです。

※児童生徒数及び学級数に関して、令和8年度から令和13年度までは令和7年5月1日

現在の各校の児童生徒在籍数、住民基本台帳における小学校新入生予定数、そして、

中学校新入生進学率を基に児童生徒数を算出し、そこから学級数を算出しています。

(学級数については群馬県の基準に基づき、小学校1・2年生を「30人」、小学校3年生から中学校3年生を「35人」を上限として算出。)

※令和14年度以降は、令和7年度から令和13年度までの増減率を基に1年ごとの学校全体の児童生徒数を算出しています。さらに、算出された学校全体の児童生徒数から児童生徒在籍数を引き算し、小中学校の新入学生の数を推計値として算出しています。

## 館林市立小中学校の学校規模と将来推計

令和7年度

図1

学校数	0校			4校					7校							0校					
<b>小学校</b>	单学級			二小					美園 318 八小 403 六小 262 五小 257 三小 330 十小 432 一小 481							学校名 児童数					
学級数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
規模	過小規模校			小規模校					標準規模校							大規模校					
学級数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
<b>中学校</b>	二中 238			多中 357					三中 384 一中 433 四中 408							学校名 生徒数					
学校数	0校			2校					3校							0校					

※学級数は特別支援学級の学級数が含まれていない。

令和13年度

図2

学校数	1校			6校					4校							0校					
<b>小学校</b>	单学級			六小 199					十小 346 八小 324 三小 258 一小 392												
学級数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
規模	過小規模校			小規模校					標準規模校							大規模校					
学級数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
<b>中学校</b>	二中 190			三中 278 四中 308 一中 336 多中 260																	
学校数	0校			5校					0校							0校					

※赤色枠付の小中学校は本市における適正規模を下回る学校である。

## 館林市立小中学校の学校規模と将来推計

令和18年度

図3

学校数	2校			6校						3校						0校					
小学校																					
	複式学級が存在			単学級																	
	四小	七小	五小	六小	二小	三小				十小											
	12	35	126	161	183	213				291											
学級数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	八小	一小										
規模	過小規模校			小規模校						標準規模校						大規模校					
学級数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
中学校				二中	三中	四中		一中													
				159	217	247		279													
				多中																	
				204																	
学校数	0校			5校						0校						0校					

※赤色枠付の小中学校は本市における適正規模を下回る学校である。

※令和18年度の見込みは令和7年5月1日現在の各校の児童生徒在籍数、住民基本台帳における小学校新入生予定数、そして、中学校新入生進学率を基に各学校の児童生徒数を推計し、そこから学級数を推計したものです。

児童数及び学級数の推計

・R7(年度) R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14 R15 R16 R17 R18

・R14以降は、R7～R13の児童数を基に算出

図4

学校名	学年	児童数	学級数	R7(年度)	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18											
		通常	特支																							
一小	1	63	7	3	65	3	49	2	77	3	74	3	53	2	65	3	63	3								
	2	66	6	3	70	3	65	3	49	2	77	3	74	3	53	2	65	3								
	3	77	8	3	72	3	70	2	65	2	49	2	77	3	74	3	53	2								
	4	81	5	3	85	3	72	3	70	2	65	2	49	2	77	3	53	2								
	5	79	6	3	86	3	85	3	72	3	70	2	65	2	49	2	77	3								
	6	77	6	3	85	3	86	3	85	3	72	3	70	2	65	2	77	3								
特支	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
合計		481	25	463	18	427	16	418	15	407	15	409	15	392	15	379	15	367	15	355	15	344	15	333	14	
二小	1	27	0	1	31	2	36	2	42	2	27	1	37	2	30	1	27	1	32	2	23	1	23	2	23	1
	2	30	3	1	27	1	31	2	36	2	42	2	27	1	37	2	30	1	27	1	32	1	32	2	32	1
	3	38	4	2	33	1	27	1	31	1	36	2	42	2	27	1	37	2	30	1	27	1	32	1	32	1
	4	45	0	2	42	2	33	1	27	1	31	1	36	2	42	2	27	1	37	2	30	1	27	1	27	1
	5	35	0	1	45	2	42	2	33	1	27	1	31	1	36	2	42	2	27	1	37	2	30	1	27	1
	6	45	1	2	35	1	45	2	42	2	33	1	27	1	31	1	36	2	42	2	27	1	37	2	30	1
特支	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計		228	11	213	9	214	10	211	9	196	8	200	9	203	9	199	9	195	9	191	9	187	8	183	8	
三小	1	35	2	2	47	2	44	2	37	2	44	2	39	2	47	2	37	2	35	2	28	1	35	2	31	2
	2	55	4	2	37	2	47	2	44	2	37	2	44	2	39	2	47	2	37	2	35	2	28	1	35	2
	3	49	5	2	59	2	37	2	47	2	44	2	37	2	44	2	39	2	47	2	37	2	35	1	28	1
	4	53	1	2	54	2	59	2	37	2	47	2	44	2	37	2	44	2	39	2	47	2	37	2	35	1
	5	72	1	3	54	2	54	2	59	2	37	2	47	2	44	2	37	2	44	2	39	2	47	2	37	2
	6	50	3	2	73	3	54	2	54	2	59	2	37	2	47	2	44	2	37	2	44	2	39	2	47	2
特支	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計		330	16	324	13	295	12	278	12	268	12	248	12	258	12	239	12	230	11	221	10	213	10	213	10	
四小	1	5(0)	0	1	3	*0	5	*0	5	1	*0	7	*0	2	1	0	*0	3	*0	0	*0	4	*0	4	*0	4
	2	8(2)	1(1)	1	5	1	3	1	5	1	5	1	1	7	1	2	1	0	1	3	1	0	1	0	1	
	3	9(6)	1(1)	1	9	1	5	*0	3	*0	5	*0	5	*0	1	*0	2	*0	0	*0	3	*0	3	*0	3	
	4	9(1)	0	1	10	1	9	1	5	1	3	1	5	1	5	1	1	7	1	2	1	0	1	3	1	
	5	10(1)	2(2)	1	9	1	10	1	9	1	10	1	9	1	5	1	5	1	5	1	5	1	7	1	2	1
	6	7(1)	2(1)	1	12	1	9	1	10	1	9	1	5	1	3	1	5	1	5	1	5	1	7	1	2	1
特支	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計		54(16)	8	48	5	41	4	37	5	28	3	23	4	20	3	18	3	16	3	15	3	12	3	12	3	

・令和7年度、第四小学校【小規模特認校】のかつこ内の数字は他の学校区から就学している児童数を表す。

\*第四小学校は複式学級の基準により1年、3年、5年生の学級数を0で表記。複式学級の基準:2つの学年の児童数の合計が「16人」以下。(1年生を含む場合は「8人」以下。)

※赤色付部分は本市の小学校の適正規模（1学級あたりの児童数と1校あたりの学級数）を下回る数である。

図5

・R14以降は、R7～R13の増減率を基に算出

児童数及び学級数の推計

・R8～R13の児童数は、市内在住未就学児数を基に算出

学校名	学年	R7(年度)		R8		R9		R10		R11		R12		R13		R14		R15		R16		R17		R18	
		児童数 通常	特支	学級数	児童数	学級数																			
五 小	1	38	1	2	32	2	35	2	32	2	30	1	25	1	16	1	22	1	23	1	22	1	17	1	
	2	33	1	2	39	2	32	2	35	2	32	2	30	1	25	1	16	1	22	1	23	1	22	1	
	3	44	1	2	34	1	39	2	32	1	35	1	32	1	30	1	25	1	16	1	22	1	23	1	
	4	41	1	2	45	2	34	1	39	2	32	1	35	1	32	1	30	1	25	1	16	1	22	1	
	5	46	2	2	42	2	45	2	34	1	39	2	32	1	35	1	32	1	30	1	25	1	16	1	
	6	44	5	2	48	2	42	2	45	2	34	1	39	2	32	1	35	1	32	1	30	1	25	1	
	特支	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
<b>合計</b>		<b>257</b>	<b>14</b>	<b>240</b>	<b>11</b>	<b>227</b>	<b>11</b>	<b>217</b>	<b>10</b>	<b>202</b>	<b>8</b>	<b>193</b>	<b>7</b>	<b>170</b>	<b>6</b>	<b>160</b>	<b>6</b>	<b>151</b>	<b>6</b>	<b>142</b>	<b>6</b>	<b>134</b>	<b>6</b>	<b>126</b>	<b>6</b>
六 小	1	33	3	2	36	2	45	2	30	1	31	2	26	1	31	2	28	1	37	2	22	1	19	1	
	2	39	1	2	36	2	36	2	45	2	30	1	31	2	26	1	31	1	26	1	31	1	24	1	
	3	45	4	2	40	2	36	2	45	2	30	1	31	1	26	1	31	1	28	1	37	2	22	1	
	4	42	5	2	49	2	40	2	36	2	45	2	30	1	31	1	26	1	31	1	28	1	37	2	
	5	39	5	2	47	2	49	2	40	2	36	2	45	2	30	1	31	1	26	1	31	1	28	1	
	6	43	3	2	44	2	47	2	49	2	40	2	36	2	45	2	30	1	31	1	26	1	31	1	
	特支	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
<b>合計</b>		<b>262</b>	<b>15</b>	<b>252</b>	<b>12</b>	<b>253</b>	<b>12</b>	<b>236</b>	<b>11</b>	<b>218</b>	<b>11</b>	<b>204</b>	<b>10</b>	<b>199</b>	<b>9</b>	<b>191</b>	<b>8</b>	<b>183</b>	<b>7</b>	<b>175</b>	<b>7</b>	<b>168</b>	<b>7</b>	<b>161</b>	<b>7</b>
七 小	1	13	0	1	9	1	16	1	8	1	10	1	3	1	4	1	12	1	5	1	4	1	7	1	
	2	16	1	1	13	1	9	1	16	1	9	1	8	1	10	1	3	1	10	1	12	1	12	1	
	3	13	2	1	17	1	13	1	9	1	16	1	9	1	8	1	10	1	3	1	10	1	12	1	
	4	16	1	1	15	1	17	1	13	1	9	1	16	1	9	1	8	1	10	1	3	1	12	1	
	5	14	0	1	17	1	15	1	17	1	13	1	17	1	16	1	9	1	10	1	3	1	10	1	
	6	24	0	1	14	1	17	1	15	1	17	1	13	1	16	1	9	1	10	1	3	1	10	1	
	特支	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
<b>合計</b>		<b>100</b>	<b>9</b>	<b>85</b>	<b>6</b>	<b>87</b>	<b>6</b>	<b>79</b>	<b>6</b>	<b>72</b>	<b>6</b>	<b>65</b>	<b>6</b>	<b>55</b>	<b>6</b>	<b>50</b>	<b>5</b>	<b>46</b>	<b>5</b>	<b>42</b>	<b>5</b>	<b>38</b>	<b>4</b>	<b>35</b>	<b>5</b>
八 小	1	57	6	2	63	3	52	2	60	2	50	2	49	2	50	2	52	2	41	2	50	2	39	2	
	2	58	6	2	63	3	63	3	52	2	60	2	50	2	49	2	50	2	52	2	41	2	40	2	
	3	56	8	2	64	2	63	2	63	2	52	2	60	2	50	2	49	2	50	2	52	2	50	2	
	4	68	4	2	64	2	64	2	64	2	63	2	52	2	60	2	50	2	49	2	50	2	52	2	
	5	67	8	2	72	3	64	2	64	2	63	2	63	2	63	2	63	2	60	2	50	2	52	2	
	6	65	0	2	75	3	72	3	64	2	64	2	63	2	63	2	63	2	60	2	49	2	50	2	
	特支	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
<b>合計</b>		<b>403</b>	<b>17</b>	<b>401</b>	<b>16</b>	<b>378</b>	<b>14</b>	<b>366</b>	<b>12</b>	<b>337</b>	<b>12</b>	<b>324</b>	<b>12</b>	<b>313</b>	<b>12</b>	<b>302</b>	<b>12</b>	<b>292</b>	<b>12</b>	<b>282</b>	<b>12</b>	<b>272</b>	<b>12</b>		

・令和8年度以降は特別支援学級児童数を「児童数」に含める。

\*第七小学校は複式学級の基準により1年、3年、5年生の学級数を0で表記。複式学級の基準:2つの学年の児童数の合計が「16人」以下。(1年生を含む場合は「8人」以下。)

\*赤字付部分は本市の小学校の適正規模（1学級あたりの児童数と1校あたりの学級数）を下回る数である。

## 児童数及び学級数の推計

・R8～R13の児童数は、市内在住未就学児童数を基に算出

・R14以降は、R7～R13の増減率を基に算出

図6

学校名		学年		R7(年度)			R8			R9			R10			R11			R12			R13			R14			R15			R16			R17		
通常	特支	児童数		学級数		児童数	学級数																													
		児童数	学級数	児童数	学級数																															
九 小	1	18	1	1	1	21	1	20	1	21	1	16	1	17	1	18	1	17	1	16	1	17	1	18	1	17	1	18	1	17	1					
	2	18	2	1	19	1	21	1	20	1	21	1	16	1	17	1	18	1	17	1	16	1	17	1	18	1	17	1	18	1						
	3	27	1	1	20	1	19	1	21	1	20	1	21	1	16	1	17	1	18	1	17	1	16	1	17	1	18	1	17	1						
	4	22	1	1	28	1	20	1	19	1	21	1	20	1	21	1	16	1	17	1	18	1	17	1	16	1	17	1	18	1						
	5	18	0	1	23	1	28	1	20	1	19	1	21	1	20	1	21	1	20	1	21	1	16	1	17	1	18	1	17	1						
	6	28	3	1	18	1	23	1	28	1	20	1	19	1	21	1	20	1	21	1	20	1	16	1	17	1	18	1	17	1						
	特支	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
合計		139	8	129	6	131	6	129	6	117	6	114	6	113	6	109	6	105	6	101	6	97	6	94	6	94	6	94	6							
十 小	1	52	6	2	70	3	56	2	66	3	58	2	42	2	54	2	58	2	45	2	55	2	47	2	32	2	32	2	32	2						
	2	64	4	3	58	2	70	3	56	2	66	3	58	2	42	2	54	2	58	2	45	2	55	2	47	2	47	2	47	2						
	3	72	5	3	68	2	58	2	70	2	56	2	66	2	42	2	54	2	58	2	45	2	55	2	55	2	55	2	55	2						
	4	69	3	2	77	3	68	2	58	2	70	2	56	2	66	2	58	2	42	2	54	2	58	2	45	2	45	2	45	2						
	5	72	0	3	72	3	77	3	68	2	58	2	70	2	56	2	66	2	58	2	42	2	54	2	58	2	58	2	58	2						
	6	81	4	3	72	3	72	3	77	3	68	2	58	2	70	2	56	2	66	2	58	2	42	2	54	2	54	2	54	2						
	特支	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
合計		432	20	417	16	401	15	395	14	376	13	350	12	346	12	323	12	312	12	301	12	291	12	291	12	291	12	291	12							
美 園 小	1	44	3	2	43	2	40	2	43	2	22	1	39	2	29	1	31	2	29	1	32	2	12	1	29	1	29	1	29	1						
	2	42	1	2	47	2	43	2	40	2	43	2	22	1	39	2	29	1	31	2	29	1	32	2	12	1	32	1	32	1						
	3	49	7	2	43	2	47	2	43	2	40	2	43	2	22	1	39	2	29	1	31	1	29	1	32	1	32	1	32	1						
	4	55	3	2	56	2	43	2	47	2	43	2	40	2	43	2	43	2	40	2	43	2	43	2	43	2	43	2	43	2						
	5	56	3	2	58	2	56	2	58	2	56	2	43	2	47	2	43	2	40	2	43	2	42	2	42	2	42	2	42	2						
	6	51	4	2	59	2	58	2	56	2	56	2	43	2	47	2	43	2	40	2	43	2	40	2	43	2	43	2	43	2						
	特支	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
合計		318	15	306	12	287	12	272	12	238	11	216	10	204	10	193	9	182	8	172	8	162	6	162	6	162	6	162	6							

・令和8年度以降は特別支援学級児童数を「児童数」に含める。

※赤色付部分は本市の小学校の適正規模（1学級あたりの児童数と1校あたりの学級数）を下回る数である。  
※赤字の1は学年単学級を表し、該当学年の児童数の推移を特に注視していく必要がある。

8

- ・R14以降は、R7～R13の増減率を基に算出

生徒数及び学級数の推計 R8～R13の生徒数は、R7年度中学校新入生進学率を基に算出

令和8年度以降は特別支援学級生徒数を「生徒数」に含める。

※赤色付部分は本市の中学校の適正規模（1学年あたりの学級数）を下回る数である。

## ▽ 学校再編の方法

本市の学校再編の方法は「学校の統合」と「通学区域の見直し」という2つの方策を、各学校、地域の実態に応じて適切に取り入れつつ、行っていくこととします。

### (1) 学校の統合

統合の趣旨、実施方法等について、以下の①、②を基本的な考え方とし、具体例を示しつつ、対象校の保護者や地域の方々に対し説明する場を設定し、理解を得て取組を進めることとします。

#### ①新設校としての設置

学校の統合は、対象となる学校の規模（学級数や児童生徒数等）及び創立時からの経過年数にかかわらず、対等な関係の統合とします。統合の組み合わせ、学校の設置、学校施設の状況等により、適正規模の基準を維持している学校も統合の対象校とします。

#### ②設置場所

新設校は、原則として統合対象校のいずれかの校地と既存の校舎を利活用していきます。使用校舎は、校地面積、建築年数、施設の状況や教室数、周辺環境、児童生徒の通学距離などを勘案し決定していきます。また、新設校については、状況に応じて教育環境の更なる充実を図ることとします。

### (2) 通学区域の見直し

通学区域の見直しにあたっては、通学路の安全、通学距離及び隣接校の児童生徒数、学校と地域とのこれまでの関係などに配慮します。また、通学区域を見直す際には、保護者や地域に対し、その意義と内容を説明し、理解を深める場を設定します。なお、事例によっては、段階的に通学区域の変更を進めることとします。

さらに、小中学校の連携を図り、義務教育である9年間を見通したカリキュラムを編成しやすくするため、可能な限り同一の小学校から同一の中学校への通学ができる小中学校の配置をしていく分散進学の解消を考えることとします。この考え方は「学校の統合」についても同様とします。

### (3) 留意事項

将来の学校再編に向けた学校の在り方について、その基本的な考え方や望ましい基準等を検討してきました。これを受け、「館林市教育大綱」の基本理念である「自ら学ぶ意欲とたくましく生きる力を身につけた未来を担う子どもが育つまち」の実現に向けて、館林市教育委員会が学校再編に関する検討を開始するにあたって、以下の点について留意すべきであると考えます。

## ①児童生徒や保護者への配慮

- ・学校再編に伴い、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との人間関係等が大きく変化することから、新たな学校生活に安心して移行できるよう、学校再編前後の計画的な取組、教職員の配置など、児童生徒や保護者的心身の負担軽減に向けた対応を講じる必要があります。
- ・児童生徒が小中学校在学中に複数回の学校再編を経験することのないよう、その時期や順序等について、中長期的な視点により慎重に議論する必要があります。

## ②通学時の安全

- ・学校再編に伴い、通学区域が拡大したり、通学路が変更されたりするため、児童生徒の登下校を地域ぐるみで見守る体制や地域の実情を踏まえた通学路の整備など、学校・家庭・地域と関係機関が連携した安全対策を講じることにより、通学環境の安全確保に十分に留意する必要があります。
- ・通学時の安全確保や通学に伴う児童生徒の心身の負担軽減の観点からも、通学距離や通学時間を考慮し、代替交通手段（スクールバス等）の多様な通学方法について検討する必要があります。

## ③地域への配慮

- ・学校再編に伴い、それぞれの小中学校が連携・協働していく地域も広域化することから、これまで培ってきた学校と地域の関係を維持・発展させていく必要があります。
- ・児童生徒に求められる資質や能力は、多様な人々とかかわり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであることに加え、学校には地域コミュニティの拠点としての役割もあることから、学校再編にあたっては、地域の様々な実情を考慮し、地域住民の理解と協力を得ながら、より丁寧な協議進行に努める必要があります。

## ④学校の跡地活用

- ・学校再編に伴い、使われなくなった学校の跡地は地域にとっても貴重な財産であり、地域コミュニティの維持・活性化や産業振興など、様々な効果が期待されることから、その活用については、これまでの地域における学校の役割や地域の意見・要望を考慮しつつ、まちづくりの観点を含め、総合的に検討する必要があります。

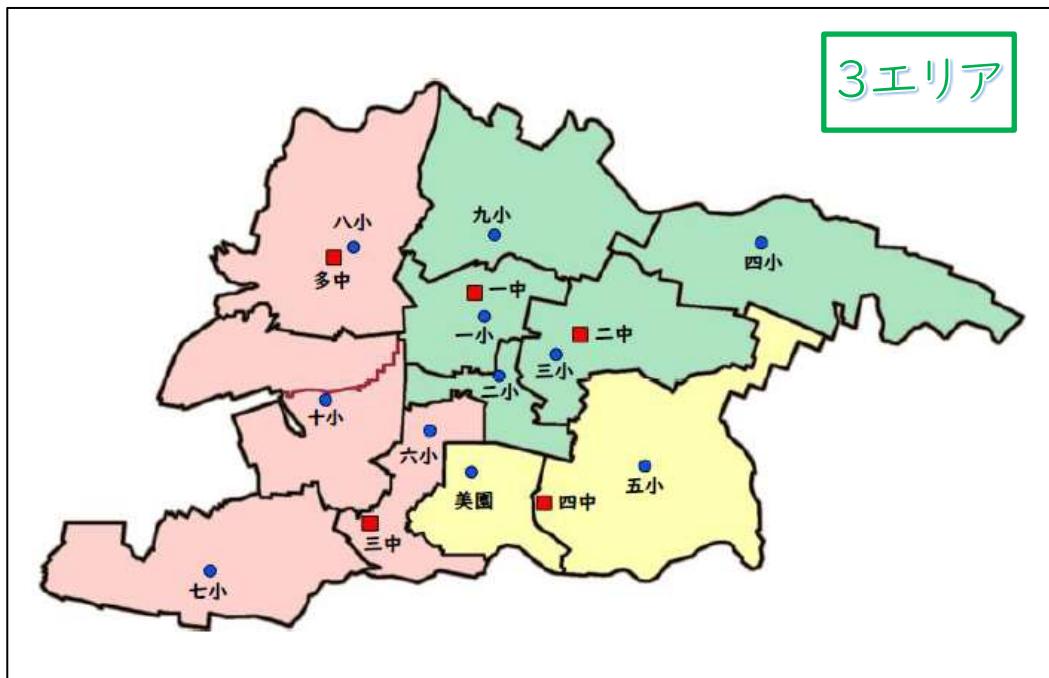
## VI 学校規模や通学区域等を視点としたエリアの考え方

「館林市教育大綱」の基本理念である「自ら学ぶ意欲とたくましく生きる力を身につけた未来を担う子どもが育つまち」の実現に向けて、これまで良好な学校教育環境の在り方について、その基準や考え方を検討してきました。それらの内容を基に、学校再編に向けたエリア設定の考え方を整理する必要があると考えます。

### 【エリア設定の考え方】

児童生徒数の将来推計を基に、「館林市の適正規模・適正配置の基準」「現在の通学区域」「地域間の関係性」等を考慮し、エリア設定をしたシミュレーションを行い、小中学校の組み合わせや中学校における学校規模など、エリア設定にあたっての考え方を検討します。

#### (1) エリア設定のシミュレーション図



検討エリア	構成小学校	構成中学校
①	第一小・第九小	第一中・第二中
	第二小・第三小・第四小	
②	第六小・第七小・第十小(一部)	第三中・多々良中
	第八小・第十小(一部)	
③	第五小・美園小	第四中

## (2) 本市におけるエリアの考え方

エリア設定の考え方には、様々な視点がありますが、児童生徒数の将来推計を基に、「館林市の適正規模・適正配置の基準」「現在の通学区域」「地域間の関係性」等を考慮し、分散進学が解消されるエリア設定として、3エリアのシミュレーションを行いますと、以下のような効果と課題が考えられます。

効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校集約効果により、教育環境や教職員配置の安定化が長期的に進む。</li><li>・分散進学が生じている小学校の中学校区を一本化し、円滑な小中連携ができる。など</li></ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校再編による通学範囲が拡大し、代替交通手段(スクールバス等)への対応増が顕著である。</li><li>・小中学校区が大きく変わることから、地域性への配慮が必要である。など</li></ul>

## (3) エリア設定を検討する場合の観点

エリア設定を検討するにあたっては、下記の4つの観点があると考えます。

### ①児童生徒の良好な教育環境の実現

本市の望ましい適正規模の基準を踏まえ、児童生徒が切磋琢磨し、学び合える環境の確保や免許外教科指導を解消できる教職員配置、義務教育期間の系統性・連続性のある教育の推進、分散進学の解消など、児童生徒の良好な教育環境の実現を第一に考えていく必要があります。

### ②通学時の安全

学校再編による通学区域の拡大に伴い、徒歩や自転車での通学距離が延長したり、交通量の多い道路を横断したりするなど、通学条件が厳しくなることから、交通安全の確保や不審者対策など、通学時の安全確保について更に徹底をする必要があります。

### ③学校と地域の連携・協働

学校再編にあたっては、「地域の教育力」を学校教育に生かしたり、「学校の活力」を地域に取り入れたりすることができるエリア設定を考えていく必要があります。

### ④地域づくりの核としての学校の在り方

学校は、地域コミュニティの拠点としての役割も担っているため、エリア設定にあたっては、行政区をはじめ、エリア内の公共施設の在り方など、まちづくりの一環としての視点も大切にし、地域の実情を踏まえた検討が必要であると考えます。

※以上のことから、エリア設定を検討する場合の4つの観点を考慮し、学校規模の確保を優先しつつも、まちづくりの一環にもなり得ることも踏まえ、地域の理解や協力を得て、連携・協働関係を維持し、「地域の教育力」を最大限に発揮できる総合的な観点からみたエリア設定を行ったものです。

## VII 今後の進め方

本市において、未来を担う子どもたちの教育環境の充実を図るため、これから時代に求められる学校づくりに向けて、以下の手順を考慮しながら、学校・家庭・地域・行政が連携・協力して準備を進め、学校再編への円滑な移行を図ります。

### 「館林市立学校適正規模・適正配置基本方針」の周知

本基本方針の策定後は、ホームページ・広報紙など、様々な媒体を活用して広く周知するとともに、児童生徒の保護者をはじめ、地域住民等を対象とした説明会を開催し、十分に説明していくことで周知を図ります。



### 「(仮称)館林市立学校適正規模・適正配置基本計画」をエリアごとに策定

基本方針の周知と合わせて、学校再編に関する具体的な計画について、エリアごとに検討する委員会として、学校・保護者・地域と行政で組織する「(仮称)学校再編検討委員会」を設置します。

検討委員会では、基本方針に基づく学校再編の考え方、スケジュール、具体的手法等を検討し、(仮称)館林市立学校適正規模・適正配置基本計画を策定します。



### 「学校再編に向けたエリアごとの保護者・地域への説明会」の実施

基本計画の周知と合わせて、学校再編に向けてエリアごとに保護者や地域住民等を対象とした説明会を開催します。

その説明会では、エリアごとの児童生徒数の推移や将来推計、これからの教育の基本的な考え方、学校再編の考え方、スケジュール等をまとめた取組計画について、理解と協力が得られるよう丁寧に説明し、機運の醸成を図ります。

また、保護者や地域住民等の意見を適切に把握し、学校再編に反映するように対応します。



### 「(仮称)学校再編実行委員会」による協議

学校再編に向けたエリアごとの保護者や地域住民等を対象とした説明会の開催後には、そのエリアごとに学校・保護者・地域と行政で組織する「(仮称)学校再編実行委員会」を設置します。

実行委員会では、学校再編に関する具体的な事項について決定するための部会を

設置し、学校再編校の候補地、校名や校歌、校章、体操着、通学の安全対策等に関することのほか、学校と地域の連携やPTAの組織体制など十分に協議します。

また、事務局は館林市教育委員会事務局が担い、会議などの運営を補佐します。



### 「学校再編校」の開校

学校再編の取組は、開校をもって完了するのですが、新たな教育環境の下、教育理念である「目指すべき子ども像」「求められる学校像」の実現を目指し、未来を担う子どもたち一人一人のよさが發揮される学校づくりに取り組んでいきます。